

市町村コード					
2	3	2	0	1	7

令和 2 年 度

市民税・県民税

特別徴収のしおり

豊 橋 市 役 所
財 務 部 市 民 税 課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 ☎ (0532) 51-2200~2207
FAX (0532) 55-3203



特別徴収義務者 様

令和 2 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収義務者指定通知書

地方税法第41条、第321条の 4 及び第328条の 5 第 1 項並びに豊橋市市税条例第30条及び第36条の 4 の規定により、貴事業所を給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収義務者として指定します。

令和 2 年 5 月 1 5 日

豊橋市長 佐原 光一



し お り の 内 容

特別徴収の事務取扱いについて……………	2～4 ページ
退職所得について……………	4 ページ
市民税・県民税計算のしかた……………	5～8 ページ
豊橋市指定金融機関・豊橋市収納代理金融機関一覧表……………	8 ページ
ゆうちょ銀行・郵便局の指定について……………	9 ページ
特別徴収税額の納期の特例に関する申請書……………	10 ページ
特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書……………	11 ページ
特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書……………	12 ページ
普通徴収から特別徴収への切替依頼書……………	13 ページ
給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	
・記入について……………	14 ページ
・地方税ポータルシステム e L T A X (エルタックス) を使った届出及び 電子納税サービスについて……………	15 ページ
・記入例 (1～4)……………	16～19 ページ
・給与所得者異動届出書……………	5 部

別 紙 同 封 書 類

1. 令和2年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書 (特別徴収義務者用)
2. 令和2年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書 (納税義務者用)
3. 令和2年度 市民税・県民税 特別徴収納入書 ※納入書不要としている場合は同封していません。

納入年月日のお知らせ

令和2年度

徴 収 月	納 期 限
令和2年	令和2年
6月分	7月10日 (金)
7月分	8月11日 (火)
8月分	9月10日 (木)
9月分	10月12日 (月)
10月分	11月10日 (火)
11月分	12月10日 (木)
12月分	令和3年 1月12日 (火)
令和3年	
1月分	2月10日 (水)
2月分	3月10日 (水)
3月分	4月12日 (月)
4月分	5月10日 (月)
5月分	6月10日 (木)

平素は市民税・県民税の特別徴収につきまして、各事業所の皆様のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書等を別紙のとおりお届けしますので、その取扱いについて、次の事項を参照のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

特別徴収の事務取扱いについて

1. 給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収とは

特別徴収とは、各納税者の1年間に納めなければならない給与所得等に係る市民税・県民税額を12分の1ずつに分けて毎月（6月から翌年の5月まで）の給与から差し引いて、その月分を翌月10日までに納入していただく制度です。そのために、「給与の支払いをする際、所得税の源泉徴収をする義務のある」事業所を、地方税法及び豊橋市市税条例に基づき、「特別徴収義務者」として指定します。「特別徴収義務者」に指定されますと、毎月定められた税額を給与から差し引いて納期限までに納入しなければなりません。

2. 特別徴収税額の決定通知書を受け取られたら

納税義務者用の「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」は、納税義務者へ令和2年5月31日までに必ず交付してください。（交付の際は、個人情報の保護にご配慮くださるようお願いいたします。）

退職、転勤等の理由により本人へお渡しできない場合は、このしおりに綴じ込みの「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を記入し、一緒に至急ご返送ください。

3. 毎月の徴収額と納期限

別紙の「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載してある6月分の月割額を6月中に支払われる給与（6月分の給与という意味ではありません。）からそれぞれ徴収（天引き）し、7月10日までに納入してください。（7月分以降についても同様です。）

なお、10日が金融機関等の休業日にあたる時は、翌営業日が納期限となります。

4. 特別徴収税額に変更があった場合には

修正申告等により特別徴収税額が変更となった場合は、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、変更後の月割額により徴収してください。（納入書は再発行されませんので、すでにお送りしている納入書の金額を修正して使用してください。）

なお、納税義務者用の通知書は本人へ必ず交付してください。（個人情報の保護にご配慮くださるようお願いいたします。）

5. 特別徴収税額の納入場所

「市民税・県民税特別徴収納入書」により豊橋市内にある各銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、ゆうちょ銀行・郵便局で納めてください。（市外の本・支店でも取扱いできます。）

豊橋市の指定金融機関・収納代理金融機関の一覧は8ページをご参照ください。

東海4県（愛知・岐阜・三重・静岡）以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、9ページをご参照ください。

6. 特別徴収税額の納期の特例について

給与等の支払いを受ける人が常時10人未満である事業所においては、市長の承認を受けることにより給与の支払いの際徴収した税額を年2回で納入することができます。

徴収月	納期限
6月分から11月分まで	令和2年12月10日（木）
12月分から翌年5月分まで	令和3年6月10日（木）

この特例を希望される場合は、綴じ込みの「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」（10ページ）により申請し、承認を受けてください。ただし、すでに納期の特例を受けている事業所で本年度も引き続き納期の特例を希望される場合は、改めて申請書を提出する必要はありません。

また、納期の特例の要件を欠くこととなった場合は、速やかに「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」（11ページ）を提出してください。

7. 年途中で納税義務者に異動があった場合は

納税義務者が年途中で退職、休職、転勤等により、給与の支払いを受けなくなったときには、その都度、綴じ込みの「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を作成し、「提出用」を翌月10日までに提出してください。

なお、納税義務者が年度途中で他の市町村へ転出されても、その年度分の市民税・県民税は豊橋市にて課税されますので、引き続き徴収し納入してください。

8. 退職などによる一括徴収について

①令和2年6月1日から12月31日までの退職者については、本人の申し出により、未徴収税額を残りの給与又は退職手当等から一括徴収して納めることができます。

②令和3年1月1日から4月30日までの退職者については、本人の申し出の有無にかかわらず、その年の5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から、未徴収税額を一括徴収してください。

ただし、①及び②どちらの場合も給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下の場合や死亡による退職の場合には、普通徴収となります。

9. 『給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書』について

この届出書は、2種類の様式が1種類に統一されていますので、次の区分によりご記入のうえ提出してください。(14～19ページ参照)

①「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」

豊橋市からの「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」を送付した人のなかで、給与の支払いを受けなくなった人がいる場合に、受けなくなった翌月の10日までに提出していただくものです。

〔注〕退職・転勤等の異動届出書の提出が遅れたり提出されない場

合は、特別徴収義務者と本市との台帳に相違ができ、そのため滞納として督促等の措置がとられます。また、退職した納税者が一度に多額の市民税・県民税を納めなければならなくなり、たいへん迷惑を被ることになりますので、遅滞なくご提出くださいますようお願いいたします。

②「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」

あなたの事業所から給与支払報告書を提出していただいた人のうち、令和2年度の特別徴収税額がない人で、令和3年4月1日現在において退職等により給与の支払いを受けなくなった場合に、令和3年4月15日までに提出していただくものです。

10. 事業所の名称や所在地に変更があった場合は

事業所の名称や所在地に変更があった場合は、「特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書」（12ページ）をご提出ください。

11. 月割額を滞納された場合は

月割額が納期限までに納入されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を納めていただくことになります。この場合における年当たりの割合は、^{じゅうねん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

また、督促状を発布した日から10日を経過した日までに徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることになりますので、納期限までに必ず納入してください。

12. 普通徴収から特別徴収に切り替える場合は

13ページの「普通徴収から特別徴収への切替依頼書」をご提出ください。

納期限を過ぎた普通徴収分を特別徴収に切り替えることはできません。口座振替を利用している方の切り替えの場合、金融機関への手続きのため普通徴収の納期限14日前必着でご提出ください。

13. 退職所得について

市民税・県民税は、前年中の所得に対し次年度に課税されます。しかし、退職所得については、退職手当等の支払者が退職者に退職手当等を支払う際に他の所得と分離して税額を計算し、支払額からその税金を天引きして住所地（退職した日の属する年の1月1日現在における住所地）の市町村に納入することになっています。

納入は、同封の「市民税・県民税特別徴収納入書」の退職所得分欄及び裏面の「市民税・県民税納入申告書」に所定事項をご記入のうえ、給与分（納付額）とあわせて申告した税額を、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

①税額の計算方法

(1) 勤続年数が5年以下の法人役員等に支払われる退職手当等

$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times \text{税率}$

①

(2) 上記以外の従業員、法人役員等に支払われる退職手当等

$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times \text{税率}$

②

(ア)①の退職所得の金額に千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てます。

(イ)税率は、一律10%（市民税6%、県民税4%）です。

(ウ)税額に百円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てます。

※役員等とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員及び地方議会議員、国家公務員及び地方公務員が対象となります。

○退職所得控除額は以下のとおりです。

勤続年数 (1年未満の端数は切り上げます。)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※障害者になったことにより退職した場合は、100万円が加算されます。

②「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の提出範囲

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は、退職の日以後1か月以内にすべての退職者に交付しなければなりません。

また、退職者が、法人（人格のない社団又は財団を含みます。）の取締役・監査役・理事・監事・清算人・その他の役員（相談役若しくは顧問も含みます。）であった場合には、退職者の住所地（退職した日の属する年の1月1日現在）の市町村へ、退職の日以後1か月以内に提出しなければなりません。

③退職所得に対する市民税・県民税が課税されない人

退職手当等の支払いを受ける人が、次に掲げる場合は、退職所得に対する市民税・県民税は課税されません。

(1)退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

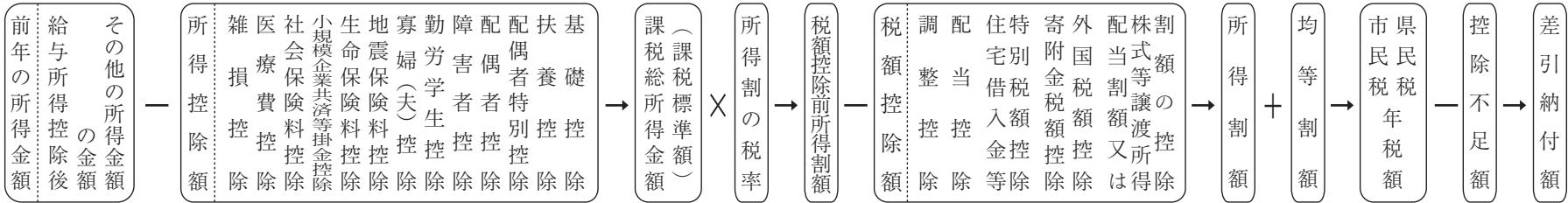
(2)退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において、国内に住所を有しない人

例えば、ある年の4月に国外の支店等から帰国した人が、その年中に退職手当等の支払いを受けても、分離課税に係る退職所得に対する市民税・県民税の納税義務はありません。

(3)退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない人

※なお、死亡により支払われる退職手当等に対しては、相続税法の規定により相続税の課税対象となりますので、市民税・県民税は課税されません。

市民税・県民税計算のしかた



◎税率

(均等割)

市民税	3,500円	県民税	2,000円
-----	--------	-----	--------

※東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するため、市民税・県民税均等割の税額が年額1,000円（市民税500円、県民税500円）引き上げられています。期間は平成26年度から令和5年度までの10年間です。

※平成21年度から導入されている「あいち森と緑づくり税」は令和5年度まで延長になりました。

(所得割)

市民税	6 %	県民税	4 %
-----	-----	-----	-----

※総合課税分

◎所得控除

雑 損 控 除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医 療 費 控 除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※医療費控除の特例を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－12,000円(限度額88,000円)
社会保険料控除等	支払金額

生 命 保 険 料 控 除	支 払 金 額		控 除 額
	新 契 約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
	旧 契 約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）			
地 震 保 険 料 控 除	支 払 金 額		控 除 額
	地 保 険 料 震 料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧 長 期 契 約	5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 2,500円
		15,000円超のとき	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円			

寡 婦 控 除	一般寡婦	① 夫と死別、離婚、生死不明となった後婚姻せず、扶養親族又は総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有する人 ② 夫と死別、生死不明となった後婚姻せず、合計所得金額が500万円以下の人	26万円
	特別寡婦	一般寡婦に該当する人で扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人	30万円
寡 夫 控 除	妻と死別、離婚、生死不明となった後婚姻せず、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人		26万円
勤労学生控除	合計所得金額が65万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の学生		26万円
障 害 者 控 除	特別障害	身体2級以上、精神1級、療育A表示ほか 同居特別障害の場合は53万円	30万円
	普通障害	身体3級以下、精神2・3級、療育B・C表示ほか	26万円
扶 養 控 除	一般(16歳～18歳・23歳～69歳) 33万円 老人(70歳以上) 38万円 特定(19歳～22歳) 45万円 同居老親等 45万円 (70歳以上の自己又は配偶者の直系尊属)		
基 礎 控 除	33万円		

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配 偶 者 特 別 控 除	配偶者の 合計所得金額	控除額		
	38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円
	85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

◎税額控除（調整控除）

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合には、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合には、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額			
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
障害者 控除	普通	1万円				配偶者控除	一般	5万円
	特別	10万円	老人	10万円	6万円		3万円	
	同居特別		22万円	配偶者 特別控除	38万円超 40万円未満		5万円	4万円
寡婦 控除	一般	1万円	40万円以上 45万円未満		3万円	2万円	1万円	
	特別	5万円						
寡夫控除		1万円	扶養控除		一般	5万円	老人	10万円
勤労学生控除		1万円			特定	18万円	同居老親等	13万円

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計です。

◎税額控除（配当控除）

課税所得金額 種 類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

- ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
- ②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

(注)「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

市民税	3 / 5	県民税	2 / 5
-----	-------	-----	-------

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には、当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 愛知県共同募金会又は日本赤十字社愛知県支部に対する寄附金 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として豊橋市又は愛知県の条例で定めるもの 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として豊橋市又は愛知県の条例で定めるもの ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）	
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割 合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79 %
330万円超 695万円以下	69.58 %
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16 %
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区 分	市民税	県民税
配 当 割 又 は 株式等譲渡所得割	3／5	2／5

豊橋市指定金融機関・豊橋市収納代理金融機関一覧表

※下記の名称等につきましては統廃合、合併等により変更される場合があります。

三 菱 U F J 銀 行	本店及び支店	み ず ほ 銀 行	本店及び支店
三 井 住 友 銀 行	〃	静 岡 銀 行	〃
清 水 銀 行	〃	十 六 銀 行	〃
大 垣 共 立 銀 行	〃	三井住友信託銀行	〃
愛 知 銀 行	〃	名 古 屋 銀 行	〃
中 京 銀 行	〃	第 三 銀 行	〃
浜松磐田信用金庫	〃	豊 橋 信 用 金 庫	〃
岡 崎 信 用 金 庫	〃	豊 川 信 用 金 庫	〃
蒲 郡 信 用 金 庫	〃	イ オ 信 用 組 合	〃
信用組合愛知商銀	〃	豊橋商工信用組合	〃
東 海 労 働 金 庫	〃	豊橋農業協同組合	〃

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

東海4県（愛知、岐阜、三重、静岡）以外のゆうちょ銀行・郵便局で特別徴収税額の払込みを希望される方は、第1回分を納入する際、右の「指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局へ必ず提出してください。

なお、すでに利用されている場合は、本年度も引き続き利用できますので、再提出の必要はありません。

※ゆうちょ銀行・郵便局以外の金融機関を利用される場合は、2ページの「**5. 特別徴収税額の納入場所**」をご参照ください。

令和 年 月 日

店長（郵便局長）様

豊橋市長 佐原 光 一



指 定 通 知 書

貴店（貴局）を当市の市民税・県民税（特別徴収税額）の払込みの取扱いをするゆうちょ銀行・郵便局に指定しましたので通知します。

記

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 1. 認 可 番 号 | 貯業－第162号（昭和58年2月7日） |
| 2. 口 座 番 号 | 00860－3－960423 |
| 3. 加入者の名称 | 豊橋市取扱者 豊橋市会計管理者 |
| 4. 取りまとめ店 | ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター
〒469-8794 |

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

個人事業主の方は法人番号欄の記載は必要ありません。

豊橋市長 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 -										特別徴収義務者 指 定 番 号								
		フリガナ 名 称 (氏 名)	ⓐ										連絡先の係 及び氏名 並びにその 電 話 番 号		係	課 係					
													氏名								
													電話		() -						
地方税法第321条の5の2並びに、豊橋市市税条例第30条の2の2及び同条2の3の規定により特別徴収税額の納期の特例を申請します。																					
納期の特例を受けようとする税額		令和 年 月分以降に係る市民税・県民税特別徴収税額																			
申請の日前6か月間の給与 の支払状況 カッコ内には支払を受けた総人員 及び支払った総金額のうち臨時雇 用者に係るものについて記入して ください。	支 払 月 別	支払を受けた人員	支払った金額	支 払 月 別	支払を受けた人員	支払った金額															
	令和 年 月分	() 人	() 円	令和 年 月分	() 人	() 円															
	令和 年 月分	() 人	() 円	令和 年 月分	() 人	() 円															
	令和 年 月分	() 人	() 円	令和 年 月分	() 人	() 円															
地方団体の徴収金の納付状況	滞納 有 ・ 無 納付状況 ・ 納期に納めている ・ 遅れている																				
現に市税の滞納があり又は最近において著しい遅延の事由があり、やむを得ない場合はその理由の詳細																					

※納期の特例を受けている事業所で翌年度も納期の特例を希望される方は、改めて申請書の提出の必要はありません。

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

個人事業主の方は法人番号欄の記載は必要ありません。

豊橋市長 令和 年 月 日提出	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地(住所)	〒 -												特別徴収義務者 指 定 番 号									
		フリガナ													連絡先の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係	課		係					
		名称(氏名)	⑩													氏名								
		法人番号															電話	() -						
地方税法施行令第 48 条の 9 の 9 及び、豊橋市市税条例第 30 条の 2 の 4 の規定により下記のとおり届出します。																								
記																								
1. 給与の支払を受ける者が常時 10 人未満でなくなったため																								
2. その他 []																								
注意事項																								
1. この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間から地方税法第 321 条の 5 の 2 及び豊橋市市税条例第 30 条の 2 の 2 に規定する納期の特例の承認の効力が失われることとなります。																								
2. この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間内に特別徴収した税額のうち、その提出の日の属する月分以前の各月に徴収した税額は、その提出する日の属する月の翌月 10 日までに納付し、その後の各月に徴収した税額は、毎月翌月 10 日までに納付していただくことになります。																								

特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書

※ 市役所 処理欄		1 現年度 2 新年度 3 両年度																		
豊橋市長 令和 年 月 日提出	給与 （特別徴収義務者） 支払者	所在地 （住所）	〒 -										特別徴収義務者 指 定 番 号							
		フリガナ											連絡先の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係	課 係					
		名 称 （氏 名）	④												氏名					
		法 人 番 号																電話	() -	

事 項	変 更 前										変 更 後									
フリガナ																				
所 在 地 （住 所）	〒 - ビル名等										〒 - ビル名等									
フリガナ																				
名 称 （氏 名）																				
電 話 番 号	() -										() -									

変更年月日		年 月 日	
変 更 理 由	該 当 す る 項 目 に ☒ を記入してください。	(1) 名称変更理由 ☐ 社名変更 ☐ 合併による変更 〔 ☐ 旧社名の法人は登記上存続し社名変更 ☐ 旧社名の法人は登記上解散し合併された〕	(2) 所在地変更理由 ☐ 事務所等の移転 ☐ その他 〔 〕
		☐ 新法人の設立 ☐ 組織再編（会社分割等） ☐ その他 〔 〕	(3) その他の理由 ☐ 特別徴収事務の一本化 ☐ 事務所等の廃止 ☐ その他 〔 〕

◎特別徴収事務に係る書類の送付について上記以外の場所を希望される場合には、下記の欄に送付先の名称・所在地を記入してください。

送 付 先	フリガナ	〒 -									
	所在地										
	フリガナ										
	名 称 （氏 名）										
	電 話	() -									

ご注意 ○所在地・ビル名等・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをふってください。
○法人市民税に係る異動届出書は、別途必要になります。

令和 年度 市民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書

個人事業主の方は法人番号欄の記載は必要ありません。

豊橋市長 令和 年 月 日提出		給与 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 -										特別徴収義務者 指 定 番 号					
			フリガナ											連絡先の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係	課 係			
			名 称 (氏 名)	④											氏名				
			法 人 番 号														電話	() -	
給 与 所 得 者	フリガナ											1月1日現在 の 住 所							
	氏 名											現 住 所							
	生年月日	昭・平	年		月		日		普通徴収通知書番号										
	年税額(ア)		普通徴収納付済額(イ)				差引未納付額(ア)-(イ)				特別徴収開始月				受給者番号 ※記入は任意				
	円		円				円				月 (年 月 日納入分) ※必ず開始月をご記入ください。								
			(第 期まで納付済)																
	特別徴収税額の 事前連絡について		☐ 連絡を希望します (月 日までに) ☐ 確認済です (月分 円、翌月以降 円) ☐ 税額通知書発送時 (この切替依頼書を提出した月の翌月中旬) で間に合います																

※市役所処理欄 (記入しないでください)	普徴納付済	口座	開始月	翌月以降	連絡日
	期分まで	期別・全期・無 ☐ 口座振替の停止	月分 円	月分以降 円	月 日

- ご注意
- 納期限を過ぎた普通徴収分を特別徴収に切り替えることはできません。
 - 口座振替を利用している方の切り替えの場合、金融機関への手続きのため普通徴収の納期限14日前必着でご提出ください。
 - 普通徴収通知書番号や年税額、納付済額が不明な場合は空欄でご提出ください。
 - この用紙は、コピーしてお使いください。また、豊橋市のホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

1. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

○退職等により普通徴収に切り替える場合

……………記入例 1

○退職等により一括徴収をする場合

……………記入例 2

○転勤等により新事業所で特別徴収をする場合

……………記入例 3

2. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

……………記入例 4

※現住所あるいは異動後の住所を正確に記入してください。

※用紙が足りない場合は、コピーして利用してください。

また、豊橋市のホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

<記入について>

☐別添『給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書』の指定番号を「特別徴収義務者指定番号」の欄へ必ず記入してください。

☐「宛名番号」の欄には『給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書』に記載された宛名番号を記入してください。

☐普通徴収にする人で退職後の住所が異なる場合の現住所及び婚姻等により氏名が変更になった場合は新姓・旧姓を必ず記入してください。

☐個人事業主の方が給与所得者異動届出書を提出する際は、個人事業主の方のマイナンバーカード等（写真付きのマイナンバーカードでない場合は、マイナンバーが確認できるものと個人事業主の免許証等写真付きの本人確認書類）の写しが必要です。

※異動届出書は、ノンカーボン紙になっています。ご記入にあたっては「提出用」と「控え用」で一組になっていますので、控え用の下に下敷き等を使用してお記入ください。

豊橋市ホームページより「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をダウンロードできますので、ご利用ください。

手順 豊橋市役所ホームページ <http://www.city.toyohashi.lg.jp/>

おすすめページ
〈画面左中段〉
各種申請（電子申請、
申請書ダウンロード）



各種申請（電子申請、
申請書ダウンロード）
申請書ダウンロード
〈画面中段〉



申請書
担当課一覧
〈画面上段〉



ダウンロード 各課一覧
財務部 市民税課
〈画面上段〉

地方税ポータルシステム エルタックス **eLTAX** を使った届出及び電子納税サービスについて

eLTAXとは、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

○豊橋市で利用可能な届出

- ・個人市民税・県民税（給与支払報告書等、特別徴収関連）

「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」、「市民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書」、
「特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書」

- ・法人市民税、事業所税、固定資産税（償却資産）

○電子納税サービスについて

電子納税とは、eLTAXを利用して市税の納税手続きをオフィスや自宅からインターネット経由などで電子的に行うことができるサービスです。従来のように、納税のために金融機関の窓口まで出向く必要がなくなります。

豊橋市では、一部の税目（個人市民税・県民税（特別徴収分及び退職所得）、法人市民税、事業所税）で電子納税サービスを提供しています。利用可能な金融機関については、eLTAXホームページにてご確認ください。

また、令和元年10月1日から「地方税共通納税システム」が稼動し、指定金融機関等以外の金融機関からも納付が可能となり、全ての地方公共団体へ電子納税をすることができるようになりました。

eLTAXの詳細については、ホームページ〔<https://www.eltax.lta.go.jp/>〕をご覧ください。

ヘルプデスクへのお問い合わせは下記のとおりです。

電話番号 ハイシンコク 0570-081459

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は除く）

記入例 1. 退職等により11月分まで徴収し、残税額を普通徴収に切り替える場合

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

提出用

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

ご注意

1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、
また、前勤務先が個人事業主の場合は、「給与所得者」の欄の「個人番号」については、記入する必要はありません。
2 新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事項を記入し、豊橋市長に送付してください。

豊橋市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒440-0801 豊橋市今橋町1		特別徴収義務者 指定番号		40096444		
令和2年12月4日提出		名称 (氏名)	フリガナ	トヨハシ 豊橋株式会社		連絡先の係 及び氏名 並びにその 電話番号		係	人事課 給与係	
		個人番号又は 法人番号		1234567890123		氏名		豊橋花子		
						電話		(0532) 51-2201		
給与所得者				特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降 退職時までの 給与支払額
宛番号	10	氏名	吉田一郎 (旧姓)		6月分から 11月分まで	12月分から 5月分まで		①退職 ②転勤 ③休職 ④長期欠勤 ⑤死亡 ⑥その他	1 特別徴収継続 (新勤務先で 転勤欄記入) 2 一括徴収 (残額を退職者 から全額徴収 して納入する) ③普通徴収 (本人が納付)	円 2,008,385
個人番号	987654321098									控除社会 保険料額
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います) 豊橋市松葉町三丁目1			(ア)	(イ)	(ウ)=(ア)-(イ)	令和2年 11月30日			円 100,418
現住所	同上			23,200 円	11,800 円	11,400 円				

◎給与の支払を受けなくなった後の納付額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の申出 令和 年 月 日	給与または 退職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額 合計 (上記(ウ)と同額) 円	納入月日 月 日	納税者が退職等した場合	
異動者印				6月1日～12月31日 までの退職者等 申出により残額を 一括徴収	翌年の1月1日～4月30日 までの退職者等 残額を一括徴収

事由の「6 その他」については、以下の
いずれか該当する記号を記載してください。

- A 総受給者数が2名以下
C 毎月の給与が少なく税額が引けない
D 給与の支払期間が不定期
E 普通徴収として扱う事業専従者

◎転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。) 送付先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所市民税課

納付額 円 令和 年 月分 徴収し納入する。 ※新年度から特別徴収する 場合は、上記の納付額の 記入は不要です。	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒	特別徴収義務者 指定番号	
	名称 (氏名)	フリガナ		受給者番号	
	個人番号又は 法人番号			連絡先の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係 氏名 電話
給与支払方法 及びその期日	払込を希望する金融機関の 所在地及び名称			課	係

記入例2. 退職等により残税額を一括徴収し、12月分で納入する場合

（注意）
1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、
また、前勤務先に回付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」については、記入する必要はありません。
2 新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事項を記入し、豊橋市長に送付してください。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

提出用

※ 処理事項	1 現年度 2 新年度 3 両年度		
特別徴収義務者 指 定 番 号	40096444		
連絡先の係 及び氏名 並びにその 電 話 番 号	係 氏名	人事課 給与係 豊橋花子	
	電話	(0532) 51-2201	
異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降 退職時までの 給与支払額
令和2年12月30日	①退職 ②転勤 ③休職 ④長期欠勤 ⑤死亡 ⑥その他	1 特別徴収継続 (新勤務先で 転勤欄記入) ②一括徴収 (残額を退職者 から全額徴収 して納入する) 3 普通徴収 (本人が納付)	円 2,008,365 控除社会 保険料額 円 100,418

◎給与の支払を受けなくなった後の納付額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の申出 令和2年12月4日	給与または 退職手当等の 支払予定月日 2.12.21	一括徴収予定額 合 計 (上記(ウ)と同額) 円 11,400	納入月日 1月12日 12月分にて	納税者が退職等した場合 6月1日～12月31日 までの退職者等 申出により残額を 一括徴収 翌年の1月1日～4月30日 までの退職者等 残額を一括徴収	※市区町村記入欄 現年度 1期 2期 3期 4期 期 新年度 1期 2期 3期 4期 期
----------------------	--------------------------------------	---	-------------------------	--	--

◎転勤等による特別徴収届出書（左欄外の注意書きを参照してください。） 送付先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所市民税課

納付額 令和2年12月分 徴収し納入する。 ※新年度から特別徴収する 場合は、上記の納付額の 記入は不要です。	給与 (特別徴収義務者) 支払者	所在地 (住所) 名 称 (氏 名) 個人番号又は 法 人 番 号	〒 フリガナ 豊橋株式会社 代表者の印	特別徴収義務者 指 定 番 号 受 給 者 番 号 連絡先の係 及び氏名 並びにその 電 話 番 号 係 氏名 電話 課 係	経理責任者 氏 名
給与支払方法及びその期日	払込を希望する金融機関の 所 在 地 及 び 名 称				

記入例3. 転勤等により12月分から愛知(株)で特別徴収する場合

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

提出用

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

ご注意

1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、
2 新勤務先に回付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」については、記入する必要はありません。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」については、豊橋市長に送付してください。
※印の欄は届出者において記入する必要があります。

豊橋市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒440-0801 豊橋市今橋町1		特別徴収義務者 指定番号	40096444			
令和2年12月4日提出		名称 (氏名)	フリガナ トヨ ハシ 豊橋株式会社		代表者の印	連絡先の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係	人事課 給与係		
		個人番号又は 法人番号	1234567890123			氏名	豊橋花子			
		電話	(0522) 51-2201			電話	(0522) 51-2201			
給与所得者			異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降 退職時までの 給与支払額				
宛番号	10	氏名	吉田一郎 (旧姓)		特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額	円		
個人番号					(年税額)	6月分から 11月分まで	12月分から 5月分まで	円		
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います)		豊橋市松葉町三丁目1		(ア)	(イ)	(ウ)=(ア)-(イ)	円		
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)		同上		23,200 円	11,800 円	11,400 円	円		
					令和2年 11月30日	1退職 2転勤 3休職 4長期欠勤 5死亡 6その他		1特別徴収継続 (新勤務先で 転勤欄記入) 2一括徴収 (残額を退職者 から全額徴収 して納入する) 3普通徴収 (本人が納付)		

◎給与の支払を受けなくなった後の納付額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の申出 令和 年 月 日	給与または 退職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額 合計 (上記(ウ)と同額) 円	納入月日 月 日	納税者が退職等した場合		※市区町村記入欄	現年度	新年度
異動者印			月 分にて	6月1日～12月31日 までの退職者等 申出により残額を 一括徴収	翌年の1月1日～4月30日 までの退職者等 残額を一括徴収	1期 2期 3期 4期	1期 2期 3期 4期	

◎転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。) 送付先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所市民税課

納付額 1,900 円 令和2年12月分から 徴収し納入する。 ※新年度から特別徴収する 場合は、上記の納付額の 記入は不要です。	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒440-0874 豊橋市東松山町23		特別徴収義務者 指定番号	40001219			
	名称 (氏名)	フリガナ マイチ 愛知株式会社		代表者の印	受給者番号	ABC1010 330813			
	個人番号又は 法人番号	1010101010101			連絡先の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係	総務課 庶務係		
	電話	(0522) 51-2111			氏名	愛知豊子			
給与支払方法及びその期日	月給25日	払込を希望する金融機関の 所在地及び名称	豊橋銀行 本店		経理責任者 氏名	愛知 三郎			

記入例4. 令和2年度の特別徴収税額がない人で、令和3年4月1日現在において
給与の支払いを受けなくなった人がいる場合

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

豊橋市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒440-0801 豊橋市今橋町1		※ 処理事項		1 現年度 2 新年度 3 両年度	
令和3年4月7日提出		給与支払者	名称 (氏名)	フリガナ トヨ ハシ 豊橋株式会社		特別徴収義務者 指定番号		40096444	
		個人番号又は 法人番号	1234567890123		連絡先の係 及び氏名 並びにその 電話番号		係 氏名 電話	人事課 給与係 豊橋花子 (0532) 51-2201	
給与所得者			特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降 退職時までの 給与支払額
宛番号	氏名	吉田一郎 (旧姓)	特別徴収税額 (年税額)	月分から	月分から	令和3年 3月31日	①退職 2転勤 3休職 4長期欠勤 5死亡 6その他	1 特別徴収継続 (新勤務先で 転勤欄記入) 2 一括徴収 (残額を退職者 から全額徴収 して納入する) 3 普通徴収 (本人が納付)	円 679,000 控除社会 保険料額 円 47,585
個人番号	987654321098	(1月1日現在の住所…必ず記入願います)		月分まで	月分まで				
旧住所	豊橋市松葉町三丁目1		(ア)	(イ)	(ウ)=(ア)-(イ)				
現住所	同上		円	円	円				

◎給与の支払を受けなくなった後の納付額 (未徴収税額) を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の申出 令和 年 月 日	給与または 退職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額 合計 (上記(ウ)と同額)	納入月日	納税者が退職等した場合		※市区町村記入欄	現年度	新年度
異動者印		円	月 日	6月1日～12月31日 までの退職者等 申出により残額を 一括徴収	翌年の1月1日～4月30日 までの退職者等 残額を一括徴収		1期 2期 3期 4期	1期 2期 3期 4期

◎転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。) 送付先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所市民税課

納付額 円 令和 年 月分 徴収し納入する。 ※新年度から特別徴収する 場合は、上記の納付額の 記入は不要です。	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 -	特別徴収義務者 指定番号	
		名称 (氏名)	フリガナ	受給者番号	
		個人番号又は 法人番号		連絡先の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係 氏名 電話
給与支払方法及びその期日	払込を希望する金融機関の 所在地及び名称			経理責任者 氏名	

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

提出用

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

豊橋市長 令和 年 月 日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 -										特別徴収義務者 指 定 番 号				
			名 称 (氏 名)	フリガナ										連絡先の係 及び氏名 並びにその 電 話 番 号		係	課 係	
			個人番号又は 法 人 番 号	⑩										氏名		電話 () -		
給 与 所 得 者				特別徴収税額 (年 税 額)	徴収済税額		未徴収税額		異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降 退職時までの 給与支払額						
宛名番号	氏 名		(旧姓)		月分から		月分から					1 退 職 2 転 勤 3 休 職 4 長期欠勤 5 死 亡 6 そ の 他 ()	1 特別徴収継続 (新勤務先で 転勤欄記入) 2 一 括 徴 収 (残額を退職者 から全額徴収 して納入する) 3 普 通 徴 収 (本人が納付)	円				
個人 番 号					月分まで		月分まで											
旧住所		(1月1日現在の住所…必ず記入願います)			(ア)		(イ)								(ウ)=(ア)-(イ)		令和 年 月 日	控除社会 保険料額
現住所		(給与の支払を受けなくなった後の住所)		円		円		円										

◎給与の支払を受けなくなった後の納付額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の申出 令和 年 月 日	給与または 退職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額 合 計 (上記(ウ)と同額)	納 入 月 日	納税者が退職等した場合		※市区町村記入欄	現 年 度	新 年 度
		円	月 日	6月1日～12月31日 までの退職者等 申出により残額を 一 括 徴 収	翌年の1月1日～4月30日 までの退職者等 残 額 を 一 括 徴 収		1 期 2 期 3 期 4 期 期	1 期 2 期 3 期 4 期 期

◎転勤等による特別徴収届出書（左欄外の注意書きを参照してください。） 送付先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所市民税課

納付額 円 令和 年 月 分から 徴収し納入する。 ※新年度から特別徴収する 場合は、上記の納付額の 記入は不要です。	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 -										特別徴収義務者 指 定 番 号						
		名 称 (氏 名)	フリガナ										受 給 者 番 号						
		個人番号又は 法 人 番 号	⑩										連絡先の係 及び氏名 並びにその 電 話 番 号		係	課 係			
給与支払方法及びその期日		払込を希望する金融機関の 所 在 地 及 び 名 称												氏名		電話 () -		経理責任者 氏 名	

1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、
2 新勤務先に回付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」については、記入する必要はありません。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」についても記入する必要はありません。
※印の欄は届出者において記入する必要があるありません。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

控

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

ご注意

1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」についても記入する必要があります。
2 ※印の欄は届出者において記入する必要があります。

豊橋市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 -										特別徴収義務者 指定番号					
令和 年 月 日提出			フリガナ	⑩										連絡先の係 及び氏名 並びにその 電話番号		係	課 係		
			氏名											氏名					
		個人番号又は 法人番号											電話		() -				
宛名番号		氏名		(旧姓)		特別徴収税額 (年 税 額)		徴収済税額		未徴収税額		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法		1月1日以降 退職時までの 給与支払額	
個人番号						(年 税 額)		月分から 月分まで		月分から 月分まで		令和 年 月 日		1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他		1 特別徴収継続 (新勤務先で 転勤欄記入) 2 一括徴収 (残額を退職者 から全額徴収 して納入する) 3 普通徴収 (本人が納付)		円	
旧住所		(1月1日現在の住所…必ず記入願います)				(ア)		(イ)		(ウ)=(ア)-(イ)						控除社会 保険料額		円	
現住所		(給与の支払を受けなくなった後の住所)																	

◎給与の支払を受けなくなった後の納付額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の申出		給与または 退職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額	納入月日	納税者が退職等した場合		※市区町村記入欄	現年度		新年度	
令和 年 月 日			合計 (上記(ウ)と同額)		円	6月1日～12月31日 までの退職者等 申出により残額を 一括徴収		翌年の1月1日～4月30日 までの退職者等 残額を一括徴収	1期 2期 3期 4期	1期 2期 3期 4期	
異動者印											

◎転勤等による特別徴収届出書（左欄外の注意書きを参照してください。） 送付先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所市民税課

納付額 円 令和 年 月分から 徴収し納入する。 ※新年度から特別徴収する 場合は、上記の納付額の 記入は不要です。		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 -										特別徴収義務者 指定番号				
			フリガナ	⑩										受給者番号				
			氏名											連絡先の係 及び氏名 並びにその 電話番号		係	課 係	
		個人番号又は 法人番号											氏名					
													電話		() -			
給与支払方法及びその期日		払込を希望する金融機関の 所在地及び名称												経理責任者 氏名				